

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大磯町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年大磯町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「183人」を「184人」に改める。

第3条中「、消防団」を「消防団」に、「、団長」を「団長」に、「資格を有する」を「いずれにも該当する」に改め、同条第1号中「又は勤務する」を「勤務し、又は通学する」に改める。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同条第4号中「6箇月」を「6か月」に改める。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「耐えない」を「堪えない」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「前条第3号を除く各号の一に」を「前条各号（第3号を除く。）のいずれかに」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第3条第1号に掲げる者でなくなったとき。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「並びに」を「、」に改め、同条第2項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第9条中「であって10日」を「は、10日」に、「場合」を「とき」に改める。

第11条中「若しくは」を「又は」に改める。

第13条第1項中「次により費用弁償」を「費用弁償として出動1時間につき570円」に改め、同項第1号を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄